

産業環境常任委員会及び予算常任委員会（第三分科会）

平成27年3月11日（水曜日）午前10時開会

出席委員（6名）

委員長	若松東征	副委員長	磯飛清
委員	星宏子	委員	齋藤寿一
委員	人見菊一	委員	中村芳隆

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

農業委員会 事務局長	田代晴久	農業委員会 事務局長補佐 兼農政係長	津久井真樹
農地係長	村川克典	産業観光部長	藤田輝夫
政策審議監	木下昭彦	農務畜産課長	中山雅彦
農務畜産課長 補佐	富山芳男	農務畜産課 主幹	八木澤茂夫
農業振興係長	相馬和男	畜産振興係長	若目田治之
農林整備課長	関谷正徳	農村整備係長	佐藤正規
地籍調査係長	伊藤隆	商工観光課長	藤田一彦
商工観光課長 補佐兼 商工係長	八木沢信憲	観光係長	板橋信行
雇用推進室長	臼井孝行	雇用推進室 農観商工連携 担当副主幹	君島一宏
雇用推進室 企業立地担当 副主幹	渡辺直次郎		

出席議会議務局職員

書記 伊藤靖

議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔農業委員会事務局〕

- ・ 農業委員会事務局長挨拶

予算審査

- ・ 議案第 6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算

〔産業観光部〕

- ・ 産業観光部長挨拶

〔農務畜産課〕

- ・ 議案第18号 那須塩原市牛乳等による地域活性化推進条例の制定について

予算審査

- ・ 議案第 6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算

〔農林整備課〕

予算審査

- ・ 議案第 6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算

〔商工観光課〕

- ・ 議案第19号 那須塩原市観光振興センター条例の制定について

予算審査

- ・ 議案第 6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算
- ・ 議案第12号 平成27年度那須塩原市温泉事業特別会計予算

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

若松委員長 皆さん、おはようございます。

お疲れのところ、きょうは常任委員会ということで、思い起こせば4年前の3.11ということで、きょうはそんなような日で、マスコミ等テレビなども深夜でその辺の報告があります。復興がなかなかできないのかななんて、そんな悲しみの中できょう委員会を迎えたところでございます。

午後におきましては、2時45分から黙祷ということで連絡があると思いますが、その前に休憩をとりたいと思います。

本日は3月定例会の常任委員会にご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、この定例会におきましては、当委員会が審査をするべき案件は条例案件2件であります。さらに予算常任委員会から予算案件3件、当分科会に付託されておりますこれら案件につきましては関係所管のところで随時分科会に切りかえて審査を行います。委員各位におかれましては、慎重な審議とともに、円滑なる進行にご協力をお願い申し上げます。よろしくお願ひします。

農業委員会事務局の審査

若松委員長 それでは、次第により審査事項に入ります。

まずは農業委員会事務局から順次審査を進めてまいります。

農業委員会事務局の皆さん、ご苦労さまです。

初めに、農業委員会事務局長からご挨拶をお願いいたします。

田代農業委員会事務局長（挨拶。）

若松委員長 ありがとうございます。

議案第6号の説明、質疑、討論、採決

若松委員長 ただいまから産業環境常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえます。

それでは、議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいたします。

田代農業委員会事務局長（議案第6号について説明。）

若松委員長 説明が終わりました。

各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

委員のほうから何かございましたら。

星委員。

星委員 先ほどの6款1項1目の新規の農業委員会視察研修会ですけれども、3年に一度視察研修するというお話でしたが、ことしに当たっては内容的にどういった内容でやるとかというのはもう決まっているんですか。

若松委員長 答弁を求めます。

局長。

田代農業委員会事務局長 今年度の視察研修でしょうか。

星委員 はい。

田代農業委員会事務局長 今年度の視察研修のほうは今月の18日、19日と伊豆方面のほうに視察に行きます。これにつきましては、費用については委員さん個人持ちということになります。

星委員 個人持ちなんですか。

田代農業委員会事務局長 個人持ちです。委員の

任期が3年ということで、3年のうち1回だけは市の予算ということで。

星委員 そういうことなんですね。

田代農業委員会事務局長 はい、そうです。それ以外は自費ということで視察をしております、今年度につきましては18日、19日、伊豆方面のほうに行きまして、農産物、6次産業的なものを見ていきたいということで実施をいたします。

若松委員長 よろしいですか。

星委員 はい。

若松委員長 あとほかにございますか。

齋藤委員。

齋藤委員 今、宏子さん、多分今年度と言ったんだけど、来年度……

星委員 来年度。

齋藤委員 新規事業ではどうなっているか。

星委員 そうですね。27年度、すみません。

齋藤委員 新規事業がどうなっているか聞いたら。

星委員 すみません。

若松委員長 事務局長。

田代農業委員会事務局長 まだ27年度の分につきましては確定しておりませんが、南三陸方面のほうを検討いたしております。宮城県の登米市とか美里町方面で、やはり農産加工物でいろいろな体験などをやってたりしているところがあるものですから、今のところはそのようなところを視察してみたいなというようなことで予定を立てているところです。

若松委員長 よろしいですか。

齋藤委員 はい、了解しました。

若松委員長 ほかにございませんか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 23ページの諸収入、4項4目、一番下の農林水産事業費雑入の中の農地転用許可済標識売り払い等収入で4万3,000円計上されてい

るんですが、これは何件ぐらいを見込んでの計上か。

それと、おわかりでしたら近年何年かの転用状況、件数状況がわかっていたらお聞かせをいただきたい。

若松委員長 田代事務局長。

田代農業委員会事務局長 許可済証の売り払い等の収入関係ですが、予算計上では農地転用の許可済標識の売り払い、これにつきましては125枚、単価にいたしますと300円ですね。300円掛ける125枚。それから、農地転用許可申請用紙の売り払い、これにつきましては50円掛ける20枚。それから、農地転用許可済標識の取り扱い手数料、これが50円掛ける100枚で4万3,000円を計上いたしております。

それと、本年度の2月現在の転用の実績ですけれども、4条関係が30件、5条関係が88件、合わせまして118件ほどでございます。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 4条、5条の説明をお願いします。

若松委員長 田代事務局長。

田代農業委員会事務局長 4条のほうは農地の所有者が本人が転用をする場合、5条は所有者ではなくて譲渡というんですか、第三者が転用をするものでございます。

若松委員長 よろしいですか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 それと関連なんですけれども、26年度の転用件数は今お聞かせいただきましたが、25年、24年とどんな状況か把握していれば。

若松委員長 田代事務局長。

磯飛副委員長 もしわからなかったら後でもいいと思うんですけれども。

田代農業委員会事務局長 すみません、資料を持ってきたと思ったんですが、申しわけありません。

ちょっと資料が見あたらないんで。

若松委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ほかにないようなので、質疑を終了したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会予算は原案のとおり可決すべきものとするご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

若松委員長 執行部のほうからその他として何かございましたら。

〔「特にありません」と言う人あり〕

若松委員長 委員のほうから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、以上で農業委員会事務局の審査を終了したいと思います。

ご苦労さまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

どうもありがとうございました。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時22分

若松委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

産業観光部の審査

若松委員長 これより産業観光部の審査に入ります。

産業観光部長からご挨拶をお願いいたします。

藤田産業観光部長（挨拶）

若松委員長 ありがとうございました。

農務畜産課の審査

若松委員長 ただいまから農務畜産課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

議案第18号の説明、質疑、討

論、採決

若松委員長 それでは、議案第18号 那須塩原市牛乳等による地域活性化推進条例の制定についてを議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいたし

ます。

課長。

中山農務畜産課長（議案第18号について説明。）

若松委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

委員のほうから何かございましたら。

星委員、何かありますか。

星委員 私ですか。すみません、もしかしたら一般質問でお答えになったとか、あと条例なんですか、じゃ、これから条例が定まって、皆さんやりますよというふうになったときに、その周知の仕方とかそういうのはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

若松委員長 中山課長。

中山農務畜産課長 周知につきましては、3月議会でご決定をいただいたうちに4月の早い時期に広報にまず載せていきたいなと思っております。その際には一般質問の中で歴史的背景という話もあったものですから、その辺も少し触れさせていただいて、こういった条例ができましたので、ご協力くださいという意味で、広報に掲載していきたいなと思っております。それ以降につきましては、今度は実際に乾杯をいろいろなところでやっていただきたいなと思っておりますので、機会を捉えまして、この趣旨に賛同していただけるだけでももちろん牛乳なんかも提供して乾杯をしていただくということで考えております。その際には、市の行事だけでなく、地域の行事でもこの趣旨に合っていれば、全部提供できるかはわかりませんが、牛乳等の提供をして、乾杯に協力していただきたいなと思っております。

若松委員長 星委員。

星委員 申し込みすれば牛乳の提供もあるという、

そこは会費から出すとかということなんですか。

若松委員長 中山課長。

中山農務畜産課長 予算の関係になってきてしまっていますが、ある程度の数の牛乳は用意をしたいと考えておりますので、あらかじめ早い者勝ちになってしまうかもしれませんが、牛乳と、もしもコップまでということであれば、その辺までちょっと考えて、簡単なプラスチックの小さいコップだと思いますが、その辺もちょっと考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

若松委員長 よろしいですか。

星委員。

星委員 すみません、子どもたち、例えば学校とかでこういう条例ができたよと、給食のときとかにいろいろな給食の説明があるんですが、そういうときに例えば教育委員会の方とも話し合って、給食のときに教えてもらうか、また、食育の時間とかに那須塩原市はということで、子どもたちにも教えていくということはあるでしょうか。

若松委員長 中山課長。

中山農務畜産課長 小学校、中学校はもちろん牛乳が給食で提供されております。学校の場面で乾杯というのはちょっとなさそうなんですけど、チラシとか、今考えているのはコースターとか、そんな趣旨を書いたコースターを牛乳で乾杯しようぐらいの話になりますけれども、そんなものを配っていききたいなというふうに考えております。

以上です。

若松委員長 よろしいですか。

星委員 はい、ありがとうございます。

若松委員長 ほかにございませんか。

中村委員。

中村委員 今、星委員がする説明をさせていただいたんで、大体わかっているんですが、2条にそ

のために必要な措置をすると、市は。その中でさっきの予算関係がついて回ると思うんですが、その必要な措置の中で、予算をずっと毎年そういったPRとか乾杯等々をやっていたら宴会関係の中で、申し込みがある場合持っていくよという中で、必要な措置ということで、これ持続可能に毎年予算をとって、そういったPR活動を続けていくのをちょっと確認させていただきたいと思います。

若松委員長 中山課長。

中山農務畜産課長 予算措置になりますとなかなか難しい部分というのが出てくるかとは思っておりますが、しばらくはPRを、もちろん条例をつくりますので、そのPRをしていきたいなというふうに考えております。今までは牛乳の試飲という形でPRをしてきたわけなんですけど、予算の中でお話をさせていただきたいと思っておりました。これからは先ほど食事に牛乳等を取り入れてもらう。これは具体的に予算を使う事業としては、例えば高校で調理実習の時間、あるいは市の公民館で行う講座の時間で牛乳等を使うような料理があれば、その食材として牛乳や乳製品の提供をしていきたいなと思っております。なぜこのようなことを行っていかといいますと、調理実習しますと、多くの人は家に帰って再現して家族に食べさせるとか、そういったことをしてもらえますので、少し普及が広まるのかなというふうに考えております。

それ以外でもまた予算の話になってしまいますが、27年度は県の牛乳普及協会とタイアップしまして、牛乳レシピコンテストというところに参加をさせていただいて、とてもいいレシピができれば、これは将来にわたっては市の料理というんですか、どこかで提供してもらえようかなことにつながってければいいのかなというふうに考えてお

ります。

以上です。

若松委員長 中村委員。

中村委員 わかりました。本当にこの条例つくっていただいて、市民にPRをし、消費拡大等を図っていくということは本当に大事なことだろうと思っております。

そんな中で、私も消費している人は北海道の牛乳かどうか全くわからないでみんな飲んでいる方というのは一般市民の感情でありますので、本市の生産というものをどこまでこの条例によって生産価値を上げていって、消費につなげるかという工夫があるのかどうか。私も消費者は、どこの牛乳を飲んでいるかというのが全くわからないでやっているというのをどう差別化をし、PRしていくのかというものもちょっと説明をお願いします。

若松委員長 中山課長。

中山農務畜産課長 ただいまのご質問、大変難しいところでして、北海道の牛乳が実際には流通でこの地域でも売られている。ちょっと牛乳、生乳がどうなるかという仕組みは大変難しいんですが、全国を地域に分けて、この辺だと関東というところで、主にこの那須塩原市の生乳は牛乳向けが多いんですね。大消費地を控えておりますので、生乳自体は全て生産調整がされております。現在のところ調整はされておりますが、まだ不足している状態ということになっております。まずは牛乳向けになっております。残ると、それが加工されて、最終的には加工品、一番最後はバターということなんで、バター不足が起こったということでございます。

関東地域で流通がされておりますので、ただ、それは違うブランドになってしまっていて、那須塩原市かどうかというのはちょっと見えにくいかなと思

いますが、ここの地域ということで、何種類かはもちろんここでつくられて販売もされていますので、そういったところは関係する団体、酪農協とか協議を進めて、なるべくうまく売っていきけるような、すぐにどういうふうにするというのはなかなか難しいんですが、そんな方策を考えていきたいなと思っております。

また、牛乳で乾杯をするような条例をつくるという話を酪農協等にしたところ、乾杯するのであれば、小さな乾杯用の容器をつくるというのも一つ手はあるよということを言われております。ただ、お金がかかってしまうのでという、そこはちょっと難しいところなんです、行く行くはそんなものも考えられたらいいなという考えであります。

以上です。

若松委員長 中村委員。

中村委員 よくわかりました。精一杯努力をしていただいて、そうしますと全体的に消費の拡大、それがひいては地元の生産者の生産意欲とか、そういったものも図れますよというものの中で、その中で2条の市に必要な措置の中で、当然今回10周年の中である、いろいろなイベントがありますんで、その中で乾杯、乾杯ということで牛乳が出るといいますんで、その牛乳の銘柄はどこを設定し、市に必要な措置を講じていくのかということをちょっと参考に意見を聞かせてください。

若松委員長 答弁を求めます。

中山課長。

中山農務畜産課長 どの牛乳を使うかというのは大変難しいところですが、7種類ほどあるというふうに考えておりました、もちろん直接生産されてくるところもあれば、ちょっと名前は変わっていますが、この地の牛乳が使われているもの。その7種類の牛乳につきましては、昨年のねんり

んピックで全てそろえて、外部から来られた方に飲んでもらおうということをやったんですが、あいにくの天気で余り消費がされなかったというところがありますが、そういったものを並べて、この地で作られた生乳が入っている牛乳はこれですよということでお示していければなというふうに考えております。

あと、公平性というのももちろんありますので、どこかの牛乳だけを使うとか、そんなことはしないように、あるイベントではこちらを使ったら、次のイベントは違う牛乳を使う。できれば全体を並べてはみたいなと思うんですが、手に入るかどうかというのもありますので、その辺はちょっと検討させていただきながら進めていきたいと思っております。

若松委員長 中村委員。

中村委員 苦労されているのはわかりますんで、ひとつその点はしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

余談になりますが、地酒で乾杯という条例を県でつくって、それぞれの地域でも市条例の中で生かしてやっている地域もあります。私どもはそれでも条例はつくってないけれども、そういったものに従って乾杯をしようとする日本酒で乾杯をしたり、アルコール類ならいいんだよということでやっているんで、やはりその中で我々も地域も協力している面もあるんで、やはりしっかりとそういったものを市民に周知をしまして、徹底してこの地元の生乳生産一をみんなで誇りを持って、それで消費拡大にもつながるように、条例の中で取り組んでいただければと思うんで、よろしくお願ひしたいと思っております。

若松委員長 よろしいですか。

ほかに。

齋藤委員。

齋藤委員 自分は会派代表質問をさせていただいて、また答弁もいただいているところなんですけど、この牛乳等による条例を制定するに当たって、先ほどから委員からも出ているように、この前文にも書いてあるように、消費拡大という部分に関しては、当然これ市民向けの条例制定ということで、以前に当然北海道の中標津でもこの条例がもう既にでき上がっていたと。昨年の4月にまた2カ所目ができているということで、その地域によっては、この那須塩原市独自の独特の地域の塩原温泉あるいは板室温泉を控えているという地域ではほかではちょっと違う体系という中で、この条例を制定する中で、消費拡大の中で、やはり一番乾杯的に消費拡大で使うというのは旅館、ホテル等に宿泊した方々も多いんじゃないかというところで、これからインバウンドを推進する中で、韓国の方というのは、飲む前に必ず牛乳を飲みながら間に飲んでいくという習慣が多分今でもあると思いますので、そういう中で、この制定をする中で、この観光地、独特の地域、那須塩原についてのそういう枠組みを検討されたのかどうかというのをちょっと聞きたいというふうに思います。若松委員長 答弁を求めます。

中山課長。

中山農務畜産課長 枠組み、確かに観光地でするので、そこでこの那須塩原市産牛乳を使ってもらって、知ってもらおうというのは重要なことだと思うんですね。遠方から来られる方はこの牛乳はどこで買えるんですかという、そういった問い合わせもたくさんではないんですが、飲んでみておいしいと、どこで買えるんですかということもあります。ただ、どこで買えるかというのは、売っている場所が少ないんですね。全種類がそろうところはそうありませんので、この条例を策定するに当たって、ミルクスタンドのようなものを考えても

面白いとか、ミルクスタンドは実際水戸駅にありますので、それは茨城県の牛乳普及協会がつくっていたと思いますんで、そういったものをもしても那須塩原市にできたらいいな。ただ、いきなりつくってしまうのも難しいので、4月以降試験的に駅前でちょっとやってみるとか、そういうのはできるかなと思っております。

それと、先ほど申し上げました、今度は牛乳を飲むだけでなく、食べるということで考えますと、レシピコンテストでいいものができれば、旅館の中で提供してもらってもいいのかなと思います。一定の基準をつくって、このレシピは那須塩原市オリジナルで、那須塩原市内の旅館で提供されるものです。多少料理ですから、中身が例えば中に入るものも多少変わってしまうかもしれませんが、そんなものまで発展できれば、一つのこうやって牛乳をつくっているんですよというPRをしながら、こういったおいしい料理になりましたと。そういう方法でのPRもできるのかなと考えておりました。

以上です。

齋藤委員 大変今後の課題として非常にいい課題だというふうに思います。訪れた方々に関しましても、当然そういうなぜチーズが出るんだ、なぜ牛乳なんですかという逆発想で、いや、実はここが本州一の生産額を誇っている地域なんですよというのがもう自然とPRできると。先ほど課長が答弁の中で、組合の中で乾杯的な容器を発案して、そういう考えも組合のほうでもちょっと持っていたいただいているということで、確かに牛乳をコップ1杯飲んでから、家庭でもそうですし、お父さん方はそれから飲もうという、量的に飲みたくない、水も飲みたくないで、アルコールを飲みたいという部分もあるでしょうし、そういう小さい一口で飲めるサイズの本当に乾杯的なものの容器を発案

していただければ、さらに市民にも普及になるんじゃないかなというふうに思うんですね。その辺できれば市のほうでその容器的な提供は補助を今後考えていただければ、牛乳を渡すのではなくて、そういうものがあれば、さらなる認識づけになるんじゃないかなというふうに思うんです。

若松委員長 答弁を求めます。

中山課長。

中山農務畜産課長 今のご質問、ご指摘のところなんですが、質問の答弁の中でもお答えしている部分があります。那須拓陽高校とオリジナル乳製品の開発をしていきたいなと思っております。これはどんなものかといいますと、飲むヨーグルトとか乳酸飲料のイメージですね。チーズとかそういうものだと、なかなか難しいというところがありまして、今開発を進めようということで、話が進んでおります。そうしますと、本当のオリジナル製品になりますので、それがオリジナルの小さな容器に詰めていただいて、ですと、純粋な牛乳ではありませんが、飲むヨーグルトですと皆さん、結構誰でも飲めるのかなと思いますので、そういったところまで持っていければ。なおかつそれも場合によっては販売、提供だけではなくて、どこかの道の駅とか、そういったところでここにありますよということで販売もできればいいのかなと思っております。ちょっと壮大な計画になってしまうものですから、すぐにということではありませんが、その辺の研究を進め始めたということでございます。

以上です。

若松委員長 よろしいですか。

齋藤委員 ぜひ今の前向きな検討をしていただいて、ぜひ進んでいただければというふうに思います。

以上です。

若松委員長 ほかにございませんか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 条例制定についての審査ではありますが、条例について前文、各条についてはどうこう異議はございません。その中で第2条の措置について先ほどからいろいろ意見が出ておりますので、私のほうからも措置に関連して質問をさせていただきます。

まず、先ほどの説明の中で、条例制定後においては地域の行事に申請があれば牛乳を配布しますよという説明がありましたが、その地域の行事の範囲ですね。これからご検討されるんでしょうが、この予算の中から配布する量、そういったものも考えていかななくてはならない。そして、早い者勝ちという話もありました。ただ、これ条例制定する以上は、年間を通してこの予算で配布できるようなことも考えていかななくてはならないと思います。どれだけ来るかはこれからの想定になるんですけども、最初にどどんと要望があって、最初でなくなって、あともうないですよでは条例を制定した意味も薄れてしまう。年間を通して配布できるような範囲というものを考えなくてはならないと思うんですが、現在のところ、地域の行事の範囲というものをどのように想定しているか、まずお聞きいたします。

若松委員長 答弁を求めます。

中山課長。

中山農務畜産課長 大変難しいご質問で、例えばですが、コミュニティとかそういう単位のお祭りがありますので、そういうときにやってもらう。というのは、1人2人というのでは乾杯にもならないと思いますので、何十人とか何百人という単位でしたらばいいのかなと思っております。その際には牛乳で乾杯とか、ヨーグルトになればヨーグルトで乾杯とか、そういった発声をしてもらい

ながら、一言本州で一番なんですよ、その程度でいいと思うんですが、これから牛乳をとりましょう。そこまで言ってもらえればいいのかと思うております。ちょっと今どこまでという範囲がなかなか難しいんですが、例を申し上げますと、そういったコミュニティ単位とか、そういったもの、あるいは何かのお祭りなんですけど、比較的規模の大きなものであれば対象にしていければなと思っております。

あと予算の話もなんですが、今考えております予算の中では、コップに例えば牛乳をつぎますと、普通乾杯とこれくらいのコップで大体200cc入るんですね。そこに100ccというのはすごく少なく見えてしまうんですね。それなんで、200のコップであれば120から150くらい入れると、それらしく見えますので、そういったもの。あるいはちょっと提供するコップを小さくするという手もひとつありますので、小さなもので、そこで提供できれば、そんなところだと、最低でも現行の予算の中で二千数百杯以上の予算にはなっておりますので、量を少なくすれば、それだけ数もふえるということになりますけど、まず市のイベント等から優先的にやっていきますが、それほど多くの人というのは、例えば畜産フェアで乾杯をしています。そういったところだと何百人も一緒に集まるということは現実的にはあり得ないですね。周りにいる人を集めて、200とか300とか、そういった数、それから、巻狩まつりでもどこかの機会を捉えてできるのかなと思っておりますが、皆さん、どんどん流れていってしまいますので、とまってください。これがなかなか難しいところで、どこかで引きとめることを考えてやっていく。あるいは西那須野ふれあいまつりとか、あとは民間団体ですと青木農業祭もありますんで、そういったところ、もちろん酪農家の方たくさん来ますから、酪農家

の方に対して牛乳で乾杯というのは何かおかしな話ではありますが、見学されている方もたくさんいますので、そういったところからまず始めていきたいなというふうに考えております。その上で予算が足らなくなったら、また補正でと思っております。

以上です。

若松委員長 よろしいですか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 わかりました。その中で、今の答弁の中に2,200杯ぐらいかなということの、これは無償で配布する分が2,200杯ということでしょうか。

若松委員長 答弁を求めます。

中山課長。

中山農務畜産課長 予算を計上した部分は無償ということで、ちょっと細かな話になっておりますが、先ほど市内の牛乳ということになりますと、単価が1で220~230円、高いものは500円ぐらいまであるんですね。そうすると、どの牛乳を使うかによってもちょっと量が変わってしまうこともありますけど、公平になるべく買って、その場所にお届けをするなりしたいと思っております。そういった計算をしますと、大体2,800人分プラスコップをつけてということになります。ちょっと量を絞れば3,000人分ぐらいになるかなということです。

以上です。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 すみません、細かな話までお聞きしましてすみませんが、2,800人というと、市で無償配布する分だと量的には何キロというか、何tぐらいに該当しますかね。

若松委員長 答弁を求めます。

中山課長。

中山農務畜産課長 今回の段階で420 という計算になります。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 わかりました。420というと、約ドラム缶2本。この条例が制定されれば、ドラム缶2本は今までよりは消費されるという解釈になると思います。どんどん出ていって、予算が足りなければ何らかの方法でさらに拡大できるんだということを期待いたしております。

それと、先ほど齋藤委員の質問の中でミルクスタンドという案もあるという、そのミルクスタンドについてはもう皆さんご存じのように、各市、全国でその特産物のスタンドができています。皆さん御存じの香川県へ行けば、駅でスタンドを出すと何が出てくるかなと思ったら、うどんのだし汁が出てくるんですね。そういったことも珍しいということで私もテレビの報道で見たことある。愛媛県へ行けばミカンのジュースとか、そういった各地でそういうあれがPRにつながると思いますので、ぜひともミルクスタンドというものも実施できるようにご検討をいただければと要望して私の質問を終わります。

若松委員長 ほかに。

部長。

藤田産業観光部長 すみません、ちょっと部をまたがるような回答になってしまうので、ちょっと私のほうからもさせていただきたいんですけども、今回条例つくるとい話はやっぱり根底に何かあるかと申しますと、生乳の生産本州一だというようなことで、これは我々にしかない厳とした事実なものですから、これを生かしたまちづくりというものを進めていきたいと思います。改めてちょっと高目のところをみんなで目指して頑張っていきたいと思いますというような趣旨のもとに、それをみんなで共通認識するためにこの条例をつくったと

いうことでございます。なので、この条例の中に入ったってあるそれぞれの役割だとか、そういうものを果たしていただいて、最終的には牛乳の消費も拡大する。要はまちの活性化もするというためには、まず市民の皆さんに要は協力いただかなくてはならないというようなところがございますので、まずは第1段階としましては、そののところにちょっと重点を置いた取り組みに平成27年度はなっているということなのかなというふうに思っています。

その中で、私もちょっと一般質問の中でお答えしましたけれども、要は協働のパートナーをつくるということが一番大切。その次に要は生乳を使ったら、うまいものをつくっていきましょう。それも大切。あとは売る場もつくっていかなくてはならない。あとは見せるものをつくっていかなくてはならないということからしますと、齋藤議員のほうも言われていましたけれども、やっぱり農観商工連携というものを生乳でやっていかなくてはならないというのが最大のテーマだと思っています。今まで農観商工、農観商工と言葉だけ踊っていますけれども、何をやっているかという、年間に1つくらいのブランド品を認定するだけ。そういうことで実態があるのかというとならないので、今度は本当にこの生乳というのをテーマに、この農観商工というものをきちっと連携していきながら、今言ったように、うまいものをつくったり、要は売る場をつくったり、見せるものをつくったりとかというようなところで本市のブランドメッセージですね。生乳本州一というのはブランドメッセージだと思っていますので、名実ともにブランドメッセージにしていきたいというのがこの条例をつくった根底にある眼目だということでご理解いただければと思うんですけども、そんな取り組みをこれから関係するところの機関あるいは

市民の皆さんと議論しながらしっかりやってまいりたいというふうに思っているというところでございます。

磯飛副委員長 ぜひお願いします。

若松委員長 よろしいですか。

星委員。

星委員 すみません、今説明いただいた中で思ったんですけども、やはり私としてはどうしても主婦目線で見てしまうんですけども、市民の方にやはりそれを認知してもらうというのが一番だと思うんですが、例えば毎日の買い物の中でスーパーとかで宣伝、のぼりをつくっても何でもそうなんですけれども、例えばさっき言っていた那須塩原市産の牛乳もあれば、北海道産の牛乳もある。いろいろな牛乳がある中で那須塩原市のまずは牛乳を選んでもらうというのも大事だと思うんで、那須塩原市の牛乳で乾杯、条例とかと書いてしまうとちょっとあれなんですけれども、のぼりみたいなものをつくって、そのフェアじゃないけれども、那須塩原市の牛乳生産フェアみたいな、そんなのでちょっと企画的なものを仕掛けていながら、あれ、こういうのもあるんだと。最初はそんなに目にとまらないかもしれないけれども、定期的に行っていく中で、那須塩原市の牛乳を飲もうというふうに意識づけ、主婦から意識づけというものすごく大事ななとは思ったんですが、そういったこともスーパーと連携してやるということはできるんでしょうか。那須塩原市の牛乳の要はフェアみたいなもの。

若松委員長 答弁を求めます。

中山課長。

中山農務畜産課長 ただいまの件ですが、全くできないというわけじゃないと思っております。私どもで27年度の予算でのぼり旗もつくろうと思っておりますんで、その辺まだ具体的にどういう図案に

するかまでは決まってないので、そういったものに使えるようなものをつくって、スーパー等に、もちろん産業観光部としてやっていくわけなので、協力を得ながら、全部がやってくれるかどうかは別ですが、なるべくそういったところで協力してもらえようをお願いをしながら、今おっしゃったような取り組みを進めていければと思っております。

以上です。

星委員 お願いします。

若松委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第18号 那須塩原市牛乳等による地域活性化推進条例の制定については原案のとおり可決すべきものとする。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

じゃ、10分間休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議案第6号の説明、質疑、討論、
採決

若松委員長 これより産業環境常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえます。

それでは、議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長、お願いします。

中山農務畜産課長 （議案第6号について説明。）

若松委員長 説明が終わりましたので、委員の質疑、意見等をお受けいたします。

質疑はございますか。

齋藤委員。

齋藤委員 まず、75ページからお聞きしたいと思います。

先ほどの指定廃棄物の一時保管施設の保管管理の委託に関して、現在、農地にビニールシートを、8,000Bq以上のものを56カ所埋めているということで、それを委託をして監視していただいているということで、万が一この部分に不備が生じて外に漏れるというか、そういう場合の連絡と、あるいは処置というのはどのようにこの中でなっているのでしょうか。

若松委員長 答弁を求めます。

中山農務畜産課長 この施設につきましては、56カ所ということで、各農家の農地の片隅につくられておりますので、何か異常があればすぐ連絡してくださいということで農家をお願いしております。農家の委任状をもらいまして、そういったことで見ておいてくださいねということでお願いはしております。

齋藤委員 わかりました。

次に、82ページ、先ほど1,683万円的那須夏秋どりイチゴとアスパラガスの生産に関して、主にそのパイプハウスの設置だということで、当然規模とその大きさというものはあると思うんですが、これは何台分というか、台数では計算できるのか、その辺あれなんですけど、どのぐらいの予定なんだろうかと。

若松委員長 答弁を求めます。

中山課長。

中山農務畜産課長 まず、金額にしますと、標準的なという話になってしまいますが、61万8,000円、1棟当たりですね。そういったもののパイプハウスで、大きさは県の補助金も関係しますので、52.5坪以上ということでございます。それを5棟ということで考えております。それ以外にも土壌消毒の補助とか親株購入の補助というものもございます。

以上です。

若松委員長 よろしいですか。

齋藤委員。

齋藤委員 了解しました。

では、次に、83ページに関して、畜産振興対策費の中の先ほどご説明の中に那須塩原市畜産フェアが95万円ほど増額になって、今回175万円という金額が90万円の上乗せになっておりますけれども、これは10周年の冠ついでということなんで、主にこの増額費を充てるものに関してイベントと

どうか、増額分をどういうふうにするのかを質問したいと思います。

若松委員長 答弁を求めます。

中山課長。

中山農務畜産課長 すみません、出店団体が例えば和牛の肥育部会とか和牛部会とかいろいろな部会、農協の関係とか、拓陽高校も入っていれば農協、酪農協とか入るわけなんです、そういったところで少しイベントを大きくしてもらおうというのが一つあります。

それ以外に10周年ですので、ちょっとお土産をつけようか。焼肉をされる方にチケットを買っていただいた方には少しお土産をつけようかなということで考えております。それが結構な額になってしまうので、この増加の理由ということになります。お土産だけでも55万円ぐらいになってしまうんです。焼肉のチケットは前売りが700枚、当日売り30枚、合計730枚ということで考えております。

〔発言する人あり〕

中山農務畜産課長 物は那須塩原市ブランドの行木でつくったしおりってご存じですか。そういったものとか、あとはチーズをつけたいなというふうに今のところ考えております。

以上です。

齋藤委員 わかりました。この畜産フェアで特に焼肉関係が非常に好評で、前売り、聞くところによると、もう8時半でしたっけ、9時でしたっけ、発売同時に3カ所全て30分程度で完売になるということで、年々ふやしてきているということで、今回お土産的に地域のブランドというか、チーズ等のお土産をつけてあげるということでわかりました。了解しました。

若松委員長 いいですか。

齋藤委員 はい。

若松委員長 ほかにございませんか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 まず、75ページの環境保全費の中で、先ほど齋藤委員のほうから質問がありました指定廃棄物の隔離、一時保管施設の保管管理、それについて56カ所との説明がありましたが、地区別に何カ所あるかお聞かせをいただきたいと思います。

若松委員長 答弁を求めます。

若目田畜産振興係長 地区別ということで手元資料はないんですけども、約半分が黒磯地区、3割が西那須野地区、残り2割が塩原地区ということで計56カ所というおおよその割合になっております。

若松委員長 よろしいですか。

磯飛副委員長 わかりました。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 次が82ページ、1項3目就農促進後継者対策費の中の負担金補助金の青年就農給付金経営開始型事業、18名という説明がありましたが、まず、この内容の説明と前年のどういうもので何件あったかというような事例をお聞かせください。

若松委員長 答弁を求めます。

相馬農業振興係長 青年就農給付金につきましては、国の補助制度でございまして、新規の就農者、年齢的に45歳未満の者を対象としております。ほとんど方が新規参入とか、農家の後継者なんだけれども、新規部門の開設というような方が対象になっております。そうでないと対象にならないということです。もちろんその方がもう今後は自分が経営主になっていくよということで農地の取得であったり機械も取得していますとか、出荷、販売の名義も自分だよと。経理関係も自分です。申告も自分でやりますというようなところで経営を

開始しましたというところを市のほうで認めて、そういった方について、それから5年間、年間150万円を給付するものです。26年度につきましては、12名の方が受給をしております。27年度につきましては18名ということで、今後ふえていくだろうという見込みで計上しております。

磯飛副委員長 どんな分野。

相馬農業振興係長 分野的には園芸作物であったり、和牛の繁殖のほうが多いですね。あと水稻が一部ございます。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 ありがとうございます。こういう制度があるということを農業を現在やっていて、後継に当たる方がこういう制度があるというのはわかりやすいと思うんですが、新たに就農するという方はこの制度というのはどのように周知しているんでしょうか。

若松委員長 答弁を求めます。

相馬農業振興係長 大体その新たに就農したいという方については、私どものほうの窓口、もしくは県的那須農業振興事務所の窓口に来てくださるんですが、そのときにこういう制度があるよと。給付金だけでなく、いろいろな制度もご案内しているところで、そういった場面でお話をさせていただいて、ぜひご活用を検討いただくというふうにしております。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 なぜこんな質問したかという、これ質問にしていかがいかわからないんですけど、私の近所で酪農家の息子さんがどこかへ勤めていたんですけど、勤めをやめて園芸栽培というんですか、それを2年前か去年が始まったんですね。ビニールハウスをかけてレタスを主につくっている。その人がこれわかっていて、こういうのを該当して利用してやっているかどうか、

非常に気になったものですから、質問したんですけど、これはこの会議で個人的な問題なので、後でお尋ねしたいと思います。

あと、83ページの1項5目、畜産業費の中で新規の乳酸菌分離培養、内容等説明いただきまして、内容はわかりました。小山高専で研究するまでは説明あったんですが、研究した結果をどのように活用するかお考えがありましたらお聞かせください。

若松委員長 中山課長。

中山農務畜産課長 ちょっと説明が漏れていました。この先ということになるわけなんですけど、ここで小山高専で乳酸菌ですと分分離をしてもらいますと、実際には遺伝子検査までやるんですね。明らかに乳酸菌でないと、これ使えませんので、そういったところで、じゃ、できましたということで試料としてもらいます。

ただ、大変量が少ないので、この少ない量を今度は拓陽高校に持ち込みまして、その中でまず乳酸菌の量をふやす必要があるんですね。そのある程度の量ができますと、今度は材料として使えるわけなんです。その取り組みにつきましては、一定量ができたら、今度は拓陽高校で1日に300kgぐらいの生乳が生産されておりますので、材料はあると。それとあわせて、ヨーグルトをつくるという、まず授業として行う。それがまず1つです。それですと、研究開発になかなかつながりませんので、拓陽高校にお願いをしましたところ、拓陽高校で乳酸菌同好会をつくってもいいという話がありまして、いきなりクラブというわけにいかないんですが、まずはそういう何人が集まって同好会をつくって、そこに地域おこし協力隊を、その授業を含めてなんですが、参画させて、実験をしていければ、新たなオリジナル乳製品の開発につながるのかなということで考えておりま

す。

実は予算の話になってしまうんですが、4月早々からもう開始ということになりますので、26年度の中で市長とも相談しまして、予備費で拓陽高校に不足している機材、一部購入をしまして、間もなく入る予定です。使う乳酸菌につきましても既に小山高専で分離を始めてもらっているものもあります。ここを新たに今回の27年度予算というのはまだ足りないということで、まだ継続して分離を続けてもらっていることの予算になっております。

子どもたちがここにいかかわるというのは、まずヨーグルトとはこんなふうにはできるんですよ。もちろん授業でもチーズとかもやるようなんですが、そういった取り組みを通して興味を持ってもらいたいと思っております。当然拓陽高校に牛部なる牛を飼うクラブもあるんですね。そういったところも含めていろいろな興味を持ってもらって、行く行くは酪農もちゃんと継ごうとか、あるいは乳酸菌を活用するような、あるいは乳製品をつくるようなところに勤めてもらってもいいですし、もっと先に進みますと、じゃ、私はそういったヨーグルト工場をつくりたい。起業してもらえたらもっといいなと思っております。そういったところにつなげていきたいなと思っております。

あわせて、拓陽高校にちょっとお願いをしているのは、乳製品を使った何かスイーツでもいいし、料理でもいいし、食物文化科というところもありますので、昔は家政科と言ったんですが、そういったところで料理とかスイーツとかちょっとつくってもらえませんかということで、ちょっと今お願いをしている最中です。その中で1つでも2つでも新たなものができて、みるマンジェのように、どこかで本当に商品となって流通できれば、拓陽高校プロデュースのものになるというこ

とで、そういったところでの活性化につながっていくのかなと思います。先ほど説明が不足して申しわけございませんが、そんなことで考えております。

〔発言する人あり〕

若松委員長 課長。

中山農務畜産課長 すみません、申しわけございません。ちょっともう一つだけ、今度の全員協議会でお知らせをしようと思っていたんですが、この取り組みにつきまして、市と拓陽高校との間で協力に関する覚書を締結したいと考えていますということで、お知らせをしようと思っておりました。この日付は条例が施行されます4月1日付で行いまして、じゃ、一緒に拓陽高校と市と協力してやっていきたいと思います、そういった趣旨なんです。そういったことで覚書の締結を考えております。後ほどまたお知らせをしたいと思っております。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 大変よくわかりました。それで、この事業というのは、先ほど何かの説明の中にあつた農観商工連携というような事業等に該当するものでしょうか。

若松委員長 中山課長。

中山農務畜産課長 今、市と拓陽高校で進めようとしている事業につきましては研究開発まで。とありますのも市役所が製造業者になれるわけもないですし、教育機関である拓陽高校が絶対無理というわけじゃないんですが、製造していくということでもないんだと思うんですね。今のところ拓陽高校と地域おこし協力隊が共同で開発したものですということで、民間の事業者につくってもらいたいなと思っております。そうしますと、市役所、産官学の共同事業ということになりますので、国からの補助金が得やすくなったり、まさに農観商

工連携の事業につながっていくのかなと。そこま
でいければいいなというふうに今のところ考えて
いるところです。

磯飛副委員長 よくわかりました。

若松委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

若松委員長 じゃ、ないようなので、質疑を終了
したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結した
と思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結
いたします。

これより採決いたします。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予
算は原案のとおり可決すべきものとする
ことでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認め、よって、原案の
とおり可決すべきものと決しました。

その他

若松委員長 じゃ、執行部のほうでその他何か
ありますか。

はい、どうぞ、課長。

中山農務畜産課長 (H26.2月の降雪被害による
農業被害について)

若松委員長 じゃ、ほかに委員のほうから何かあ

りましたら。

中村委員。

中村委員 (堆肥センターの指定管理化につ
いて)

若松委員長 じゃ、ないようなので、以上で農務
畜産課の審査を終了いたします。

本当にご苦労さまでございました。

ここでお昼のため休憩いたします。

1時から始めます。

休憩 午前11時59分

再開 午後 零時59分

若松委員長 じゃ、休憩前に引き続き委員会を再
開いたします。

農林整備課の審査

若松委員長 ただいまから農林整備課の審査を行
います。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

議案第6号の説明、質疑、討論、

採決

若松委員長 これより産業環境常任委員会を予算
常任委員会(第三分科会)に切りかえます。

それでは、議案第6号 平成27年度那須塩原市
一般会計予算を議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいた
します。よろしく申し上げます。

関谷農林整備課長 (議案第6号について説

明。)

若松委員長 説明ありがとうございました。

説明が終わりましたので、各委員から質疑、意見等をお受けいたします。何かありますか。

齋藤委員。

齋藤委員 88ページの林業振興費の中の新規事業で植樹祭のマロニエメイツの派遣というのがありますよね。これってどういう意味なんですか。

若松委員長 答弁を求めます。

課長。

関谷農林整備課長 一応マロニエメイツを、要するにいろいろな緑の基金とかというところで活用してくださいというような話があるんですね。今まではやっていなかったんですけども、今回は10周年ということなので、植樹祭において、あわせて緑の募金等も実施していくので、今回は10周年なので、マロニエメイツを呼んで実施したいということで予算をお願いしたいということです。

若松委員長 齋藤委員。

齋藤委員 わかりました。

そのニュアンスがちょっとわからなかったんで、うちにマロニエメイツいないのに何で派遣なのかなという、派遣費で来るということでもいいんですよ。

あと89ページの有害鳥獣対策事業で、先ほど新規事業の中に有害鳥獣対策用具・捕獲わな、あとその下の小型動物用捕獲わなというのがあるんですが、それぞれこの個数と、あるいは設置場所というのは、どこら辺を予定しているんでしょうか。

若松委員長 関谷課長。

関谷農林整備課長 具体的に場所はまだ決まってはいません。現実的に猟友会とかと打ち合わせした場合に、その捕獲用のわなについても、やっぱりある程度、市のほうで準備しておいてもらえないと、そのあった場合にすぐ対応できないという

話がありましたので、猿とかイノシシというのは捕獲わなのので、消耗品程度で買えるんですけども、ハクビシンとかアライグマというのは、ある程度おりの形になると金額が張るので、備品という形である程度の個数を市のほうで用意しておいて、猟友会のほうから依頼があったら、もしくは個人の方でも、その被害があって、そういうものがないのでという話になった場合に、貸し出せるために準備しておきたいということで予算計上しました。

若松委員長 齋藤委員。

齋藤委員 それ具体的に個数というのはあるんですか。

若松委員長 関谷課長。

関谷農林整備課長 大体、五、六十個ぐらいを一応考えているんですけど、イノシシ、鹿については、ハクビシンのほうにつきましては、5台ぐらいを用意しておきたいということで計上させていただいています。

〔「了解しました」と言う人あり〕

若松委員長 ほかにございませんか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 88ページ、2項1目林業振興費、先ほど齋藤委員のほうから質問ありました10周年記念の植樹祭についての内容をお聞かせください。

若松委員長 答弁を求めます。

課長。

関谷農林整備課長 一応時期については、巻狩まつりに合わせて、黒磯の河畔公園で実施できればというふうに考えております。

内容については、市の花になるヤシオツツジを植えて、市の関係者及びその林業の関係者、マロニエメイツも含めて、その植樹祭という形で実施していきたいというふうに考えています。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 細かいことを聞くようですが、巻狩まつりの河畔公園に植樹するということですか。
若松委員長 答弁を求めます。

課長。

関谷農林整備課長 できれば河畔公園の反対側の石の舞台というのがありますよね。あっち側でできれば、やればというふうに、川のほうだとちょっとあれなもので、その公園の中のほうということで今、都市整備課さんのほうと協議させていただいております。

若松委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

磯飛副委員長 それでは、委員長のほうで質問があるので進行を交代します。

若松委員。

若松委員長 89ページのハクビシンとアライグマということで出たんですけども、これは有害駆除対象になったんでしょうか。

磯飛副委員長 課長。

関谷農林整備課長 ハクビシンとかアライグマというのは、基本的に県内では被害がありまして、那須塩原市はないんですけども、あとは自己対策をしている人が結構いるんですね。ハウスの周りに電柵、自分でイチゴハウスとか、ああいうとこでやっている人がいるんですけども、基本的に有害というよりは、その被害があるということであれば、捕獲の対象になるというふうに考えております。

磯飛副委員長 若松委員。

若松委員長 農家から捕まえたんだけど、電話入れたと思うんですけども。担当課のほうに電話入れたような記憶があるんですけど。そのときは対象になっていないから逃がしてくださいと言われて逃がしちゃったんですけど、いつごろからなったのかなと思ひましてね、対象の時期が。

磯飛副委員長 関谷課長。

関谷農林整備課長 すみません、ちょっと調べて。ちょっと時期についてわからないんですけど、今、確認します。

磯飛副委員長 若松委員。

若松委員長 有害駆除の費用の問題、予算が出たと思うんですが。

磯飛副委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時23分

磯飛副委員長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

若松委員。

若松委員長 89ページの有害対策について、わなのことが出ているんですけども、あとこれは費用面では例えば1頭について幾らぐらい出るのか。それともこの費用では出ないんですか。全部含まれているんですか。例えば、イノシシ、鹿、猿とか。

磯飛副委員長 課長。

関谷農林整備課長 例年どおりの形で捕獲については出す予定でございます。今までどおりの形で。失礼しました。猿と鹿とイノシシについては、捕獲として1頭5,000円の補助が出る予定です。

磯飛副委員長 若松委員。

若松委員長 大きさ関係なく猿も、鹿も、イノシシも5,000円ということによろしいですか。

磯飛副委員長 課長。

関谷農林整備課長 鹿、猿については、それになります。それと、県からお金がおりてきて、鳥獣対策協議会からの補助金もありますので、ちょっと去年の値段を忘れちゃったんですけど、26年度

同額は出る予算計上です。たしか成獣と幼獣で額が違おうと思うんですけども。

磯飛副委員長 若松委員。

若松委員長 それで、他市町村と比較しては申しわけないんですけども、隣町的那須町ではかなりの補助が出ているそうなんですよね、1頭につき。その差額というのは、これそこまでは那須塩原市では盛っていけないんですか。

磯飛副委員長 課長。

関谷農林整備課長 ちょっとその辺は担当の方に確認した部分があるんですけど、猿、ニホンジカ、イノシシの捕獲頭数って、議会でも市長が答弁しているように、近隣市町村から比べると、圧倒的に那須塩原市は数が多いんですよ。ほかは捕っている頭数が少ないので、ある程度1頭当たりに対する金を高く払ってもやれるという部分がありますけども、うちのほうの実績でいうと去年、イノシシが58頭、鹿が78頭、猿については183頭という形で、量的にかなりほかの町村よりも猟友会の方々が頑張って捕ってくださっているという実績があるので、それに対して那須町さんとかと同じ額にしちゃうと、ちょっと費用的にかなり大きくなっちゃうんで、現状では今後の課題だというふうには考えているんですけど、なかなかいきなりその額まではちょっと上げられないというのが現状です。

それで、今までは捕ったら幾らという委託料だった部分が弾代と、捕ったら1頭幾らというだけだったんですけども、実際にはイノシシとか鹿、出たら猟友会の人に巡回狩猟していただいているんですよ。例えば、捕らなくても。ということで、ことからは委託料の中で、車で歩いていたガソリン代、それに足りるかどうかということはまだ疑問なんですけど、ある程度、その各猟友会のお手伝いいただいとすることで、委託

費として猟友会にお金が入るような予算計上には一応来年度からさせていただく予定です。

磯飛副委員長 若松委員。

若松委員長 わかりました。

あと、有害鳥獣捕獲周知チラシということなんですけど、これはどの辺をどんなふう折り込みしているんだかと。

あとは火薬の購入の件なんですけども、どうしても力がないと、猟友会としては前もって買わなくちゃならないわけですね。全部持ち出しなんです。そういうこともちょっと検討してもらえないかという要望があったんものですから、全てが持ち出しなんです。

だから、例えば、文言はちょっとあれなんですけども、それにかかわる費用というのが結構出るわけなんです。ボランティア全部というわけにはいかないから。燃料費とか、それからお昼も出さなくちゃならない。ジュースも、暑いときはそういうものも、山を歩くからという形のもので、ほとんど我々猟友会が負担して払わないとできないような状態なんです。その辺を何か検討してもらえないかということだと思えます。

磯飛副委員長 課長。

関谷農林整備課長 私は、この間、初めて3月の初めに市内の猟友会の代表者の人との会議に出させてもらって、その中でおっしゃったような意見がかなり出ましたので、本当に有害鳥獣も3日でもいいのかとかという話が3日じゃ、ちょっと本当に田んぼを3日で済むのというような話も出ているので、まめに猟友会の皆さんと意見交換をして、実情に合った鳥獣対策を少しでもしたいということなんで、来年は予算要求前の9月とか10月の時点でもう一回猟友会の皆さんと話し合いをして、どういったものが実情に合うのかというのを検討させていただきたいと思います。まめに意思疎通

をさせていただきたいというふうには考えております。

弾につきましては、大した額ではないんですけども、できれば、ことしにつきましては、4月1日に狩猟許可を出すということなので、それとあわせて委託のほうを契約して出せるものについては、できるだけ早く出したいというふうに考えております。

先ほど言われましたチラシの件につきましては、塩原地区だけなんですけども、有害鳥獣駆除をやりますよという新聞折り込みをやっているんですね。その費用、チラシです。

先ほどの件の話に答えさせてもらってよろしいですか。

ハクビシンとかアライグマ、いつから有害鳥獣になったのかということなんですけども、それは指定じゃなくて、現実として、そのアライグマとかハクビシンによって農作物の被害があれば、それは駆除の対象にしていいということで。要するに、現地を確認したら、それはやっていいという形のものです。

磯飛副委員長 若松委員。

若松委員長 一番困るのは、さっきも今聞いたように、チラシの折り込みが塩原地区ということなんですけども、年に田植えが終わると、カモ、カラスやりますよね、駆除。そのときに一番危険なんですよ、小学生とか中学生の通学路。そういうところに対してのチラシ配布が何か方法があればと思うんですけれどもね。

磯飛副委員長 課長。

関谷農林整備課長 有害鳥獣の日付については、市のほうとして、この日やりますよというのが自治会長さんを通じて回覧とか、学校には通知はしております。

ですから、チラシというのは、お金がかかる部

分じゃなくて、市が自前でやっているチラシ等については、また別途消耗品で何月何日にやりますよというのは、やっています。自治会区長連絡協議会の中でも説明させていただいて周知を図っているということです。

当然、学校とかというところにも連絡をしております。

磯飛副委員長 じゃ、議事進行を委員長に戻します。

若松委員長 ほかにございませんか。

星委員。

星委員 84ページの6款1項6目の農地費なんですけど、農地対策費の1001事業の新規で圃場整備事業運営費1団体で8万円であるんですけども、これは圃場整備で、例えば審査会とか、一般質問にもあったと思うんですけども、市の境目のところとかも、圃場整備するともっと利便性がよくなるんじゃないかという話だったんじゃないかなと思うんですが、そういったこととかに関して、協議したりとかそういったことの運営費とか、そういうことの、それは関係ないんですか。

若松委員長 答弁を求めます。

課長。

関谷農林整備課長 そういった話し合いも当然なんですけれども、三本木佐野の圃場整備推進協議会ということで役員さん18名ぐらいいるんですけども、そういった人らが、要するに大田原の鴻巣地区との打ち合わせしたり、会議したり、あとはそのほか先進地の視察をして圃場整備の換地とか、その利用というものの理解を深めるとか、あとは講師を呼んで研修をすることによって、運営費ってちょっと書いてあるんですけど、どっちかという、その事業推進をしていくための市の支援金的な意味合いで補助金として出していくという考え方で

若松委員長 よろしいですか。

星委員。

星委員 これからも、そういった圃場整備というのは進めてやっていくということで、今回は1団体だけれども、もしかしたら、その審査会とかって結構いろいろな境目があると思うんですけども、そういうところでもそういう、何というのかな、団体の連絡協議会的なものができるということもある、可能性としては。

若松委員長 答弁を求めます。

課長。

関谷農林整備課長 当然市境とか、そういうのじゃなくて、今の地域の集落で農家の人が集まって、うちんとも圃場整備をやるという話で意見がある程度合意形成されて、推進協議会を立ち上げて、正式に推進協議会ということで今度やりますよということで、市のほうに申請をさせていただければ、応分の推進していくための費用ということでやっていきたい。

額的には前に黒磯南部ということで、沼野田と木曾畑中と三本木で、やっぱり大田原の金田と一緒に圃場整備推進やっていたんですね。そのときに推進協議会に10万ぐらいの支援金をしていたという、旧黒磯時代にやっていたということなので、それ相当分の、要するに今度三本木佐野でやるということなので、ほぼ同額の支援はしていきましようということで8万円ということで計上させていただきました。

若松委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

人見委員。

人見委員 過去大田原と三本木地区は、今は活動がないんだ。要するに1団体、今回については8万円だと。過去、黒磯市の場合は10万円だったという経過があるわけなんですけども、それに見合

った金額と説明あったけど、基本的に同じ過去に戻るような形はとれないんですか。

若松委員長 答弁求めます。

課長。

関谷農林整備課長 要するに10万円がいいか、8万円がいいかというのは、いろいろな論議があると思うんですけども、やっぱり推進協議会で何をやるかというのが余り具体的にないというのが今の現状なので、やっぱりこれから地域の推進協議会と話し合いながら、こういったものをやりたいんだという話で、当然推進していかなくちゃならないという経費であれば、それはやっていく必要があるかと思えますけども、一応現状では8万円、当初は8万円ということでやらせていただきたいというような担当課の話であって、ほかにももっとかかるんだよという事実がわかれば、それはそれに基づいて、費用はまた検討させていただきたいというふうに考えております。

若松委員長 人見委員。

人見委員 確かに今言われたとおり、ただ漠然とした感覚の中では8万円というのは妥当かもしれない。実際に具体的にこういう金額を立案をしてやっていくんだと。たまたま三本木地区なんかは非常に大変な状態の中で今後取り組もうとしているわけだよな。そういうことを考えると、やっぱりもう少しアップしてもらったほうがいいのかなという感じがするので、課長の言ったことは十分受けとめておきたい。

ぜひいい方向の形で修正が出された場合は、それ相当の対応をしてもらいたい。これは部長にもお願いする。

以上。

若松委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするので異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

若松委員長 執行部のほうでその他ございましたら、何か。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 委員のほうで何かございますか。

〔「ちょっと私、一言だけよろしいですか」と言う人あり〕

若松委員長 部長。

藤田産業観光部長 (有害鳥獣対策について)

磯飛副委員長 その他。

若松委員。

若松委員長 (猟友会員の現状について)

若松委員長 じゃ、ここで執行部の入れかえのため暫時休憩といたします。

大変ありがとうございました。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時50分

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

商工観光課の部

若松委員長 ただいまから商工観光課の審査を行います。

担当課の皆さん、大変ご苦労さまです。

議案第19号の説明、質疑、討論、採決

若松委員長 それでは、議案第19号 那須塩原市観光振興センター条例の制定についてを議題といたします。

執行部からの提案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

藤田商工観光課長 (議案第19号について説明。)

若松委員長 説明が終わりました。

ここで委員の質疑、意見等をお受けいたします。委員から何かございますか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 第4条の職員を置くという点です

が、これは職員でも事務处理的な職員を置くのか、それとも、観光に精通した、たけた職員を置くのかの考えをお聞かせください。

若松委員長 答弁を求めます。

藤田課長。

藤田商工観光課長 あくまで現在の予定でございますが、こちらについては、私どもの商工観光課の所管施設ということで所長、それから行政の職員1名、所長については、今なかなか人数、職員の人数削減の中、厳しいということで、兼務というふうに考えています。専任の職員が1名、それから、この施設の管理の一部ですね、それから案内業務等については、委託を予定しております。

そこで、委託のほうの臨時職員が案内のところにつくというような想定をしております。

若松委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

若松委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結します。

これより採決します。

議案第19号 那須塩原市観光振興センター条例の制定については原案のとおり可決すべきものとすることをご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号の説明、質疑、討論、

採決

若松委員長 続きまして、ただいまから産業環境常任委員会（第三分科会）に切りかえます。

それでは、議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

藤田商工観光課長（議案第6号について説明。）

若松委員長 説明が終わりましたので。

〔「歳入の説明を省略していいか」と言う人あり〕

若松委員長 今、歳出の説明があったのですが、歳入の説明はどうしますか。説明をもらいますか。省略でよろしいですか。

〔「省略ということで」と言う人あり〕

若松委員長 省略ということで。

〔「委員長」と言う人あり〕

若松委員長 はい。

藤田商工観光課長 失礼いたしました。

省略してはいけない歳出がもう一つありました。（8款土木費の説明。）

若松委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

各委員から質疑、意見等をお受けいたします。

何かございますか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 91ページ、1項2目商工振興費の中の2001事業、新規交流事業女性部並びに、次のページの交流事業の専門部、この事業については、主催はどこになるのでしょうか。

若松委員長 答弁を求めます。

藤田課長。

藤田商工観光課長 商工会になります。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 私も一商工会員、商工会に入っております。

大変交流事業に団体が交流することは大変意義のある事業だと私も賛同いたしますが、この事業に対して、商工会の事業であれば、商工会の事業費の中から捻出して事業をやるべき事業ではないかと思うんですが、ここに新規に、新しい事業に対して補助金を出すということ、商工会員としてありがたく思っていますが、その考えをお聞かせください。

若松委員長 答弁を求めます。

藤田課長。

藤田商工観光課長 商工会員の副委員長がおっしゃるとおり、基本的な考え方は、そういうことだと思います。今回、市のほうでこの事業を支援するということは、やはり交流促進が図られた先には、両商工会のさらなる交流、平たく言うと、合併とかいうものも見えてくるのかなと、そういった活動もあわせて支援したいというのが政策的な意図でございます。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 了解しました。

続いて、94ページ、2項2目観光振興費、1001事業の一番下、盆踊り大会事業で1,550万円の補助金が計上されておりますが、26年度と比較して、この金額に変動があるかどうかお聞かせください。

若松委員長 答弁を求めます。

藤田課長。

藤田商工観光課長 那須塩原市盆踊り大会事業の155万円、平成26年度と比べて変わりございません。

磯飛副委員長 変わりないですか。

藤田商工観光課長 はい。

磯飛副委員長 了解です。

若松委員長 ほかにございませんか。

齋藤委員。

齋藤委員 92ページの商工イベント推進事業費の中の新規事業で那須塩原市商工会まつりで50万円ほど組んでおりますけれども、これの内容等ご説明願いたいと思います。

若松委員長 答弁を求めます。

藤田課長。

藤田商工観光課長 こちらのほうも補助金の事業主体は、那須塩原市商工会ということでございます。この祭りの商工会の趣旨としましては、通常行っております人を寄せるイベントというところに加えまして、今回の商工会まつりは組織強化を図る、さらにはビジネスチャンスの拡大を図るという内向きの要素を新たに組み込んで開催したいというイベントでございます。イベントの内容については、商工会の中で実行委員会をつくって調整はしているようでございますが、今私どもで聞いているものでは、通常の大きなテント、舞台を設置してのショー的な部分もございますが、ビジネスチャンスの拡大ということで、会員の交流コーナー、それから希望者を募ってその商店といたしますが、会員の店がブースを張ってそこで自分のところの商品の紹介をしたり、そこで商談をしたりというようなコーナーも設けるというような話を聞いております。

若松委員長 よろしいですか。

齋藤委員。

齋藤委員 それについては、了解しました。

あともう一つその商工イベント推進事業で今回大きく変わっているところで、那須野巻狩まつり事業は1,000万以上上乘せになって、説明では10周年冠事業だということなんです、具体的に倍額になっている内容というのはどのようなもので考えているのでしょうか。

若松委員長 藤田課長。

藤田商工観光課長 予算の積み上げのお話になると思うんですが、本年度1,800万、27年度も2,800万と1,000万円の増、一番大きいのがやはりその時間帯ラジオ局を引っ張ってきてしまって、局自体をそこにお祭りのところに持ってくる。そのラジオは巻狩まつりを中継しながら間に天気予報が入ったり、交通情報が入ったりという構成をする予定をしております。その設営費、人件費、アナウンサー等の関係、そういったものを見ている。それから予算上の積み上げとしましては、貸衣装をかなり多く見ております。ちょっと数量の問題、予算の問題で実際にまだ詰め切っていないんですが、現在の予定では、例えば交通、バスの乗りおりを補助する誘導員であったり、いろいろなところに人を配置していますが、そういった担当者にも巻狩の衣装を着せてイベントの雰囲気さをさらに醸し出すというようなことを考えております。

若松委員長 齋藤委員。

齋藤委員 わかりました。先ほどラジオ局をここに配置して生中継というような話だったんですが、この局に関してはどこの局と契約するのでしょうか。

若松委員長 答弁を求めます。

藤田課長。

藤田商工観光課長 確定はしておりませんが、AMとFMと両方、当然栃木放送とRADIO BERRYになりますが、今両方と協議をしております。

ます。

若松委員長 よろしいですか。

齋藤委員 了解しました。

若松委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決することをご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号の説明、質疑、討論、採決

若松委員長 続きまして、議案第12号 平成27年度那須塩原市温泉事業特別会計予算を議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいたします。

藤田商工観光課長 （議案第12号について説明。）

若松委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、意見等をお受けいたします。

磯飛委員。

磯飛副委員長 今さらながらの質問なんですけれども、今新規に車両を更新するという話が予算が計上されたということでお伺いしたいんですが、この温泉事業、これ塩原温泉だと思んですが、管理事務所というか、事務所がどこにあって何人でどういった管理事業を行っているか、説明をいただければ勉強になるのでお願いします。

若松委員長 答弁を求めます。

藤田課長。

藤田商工観光課長 管理事務所という特定の事務所は持ってございませんが、私どもの職員が直営で管理をしております。通常日常の巡視等については、業者に委託をしております。ただ、基本的には直営事務、大体土日なんかには事故が多いんですが、そのときには職員が出てきて現場対応に当たると。お湯の管の漏れているところをとめたり、当然職員だけではできませんので、そのときには水道事業者を呼んで一緒に作業に当たるといようなこともやっています。

現在、こちら商工観光課の中でその仕事をやっているんですが、やはり現場が塩原ということで、来年度から平成27年度からは、塩原支所の産業観光建設課にこの事務を移管するという予定をしております。事故が一番やはり利用者に対してデメリット、こちらからいうと迷惑をかけるというのが事故の対応なんです。こちらから行って電話で様子を聞きながらというのではなくて、やはり一番現場に近いところがやるべきだろうということで、27年度から移管をする予定をしております。

職員が実際に事故が起きたときには大変ですけれども、通常であれば特別会計の管理、通常の一つの事業ですので、1.5人前ぐらいというところかと思えます。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 委託料が計上されていますが、これ管理の委託をお願いしているんだと思うんですが、どういった会社に委託するんでしょうか。

若松委員長 答弁を求めます。

藤田課長。

藤田商工観光課長 今年度26年度は薄井設備というところに委託をしております。毎年入札で決めますので、同じ業者がずっとということにはならないかと思えます。

若松委員長 よろしいでしょうか。

磯飛副委員長 勉強になりました。ありがとうございました。

若松委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認めます。

質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議がないものと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第12号 平成26年度那須塩原市温泉事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

若松委員長 執行部のほうからその他何かありましたら。

審議監のほうから何かあれば。

木下産業観光部政策審議監（観光局について）

若松委員長 ありがとうございます。

委員から何かございますか。

藤田産業観光部長（全協時の報告事項について）

若松委員長 ここで暫時休憩といたします。

間もなく東日本大震災の発生時刻午後2時46分を迎えようとしております。犠牲になられました多くのとうとい命に深く哀悼の意を表し、館内放送に合わせて1分間の黙祷を捧げたいと思います。委員並びに職員各位におかれましては、ご起立の上、館内放送をお待ちの上、ご協力をくださいますようお願いいたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時47分

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

委員の皆さんから、その他で何かありましたら。

齋藤委員（観光局について）

磯飛副委員長（観光局について）

若松委員長 あとほかに。

中村委員。

中村委員（観光局について）

若松委員長 よろしいでしょうか。

ほかにないですか。

磯飛副委員長（ハナモモ植栽の進行状況について）

若松委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、商工観光課の審査を終了いたします。

ここで産業観光部長にご挨拶をお願いします。

藤田産業観光部長（挨拶。）

若松委員長 以上をもちまして、産業観光部の審査を終了といたします。

産業観光部の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

ここで執行部退席のため、暫時休憩します。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時04分

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

その他

若松委員長 委員から何か今までのことについてありましたら。

事務局から何か連絡ありますか。

伊藤書記（事務局事務連絡。）

散会の宣告

若松委員長 本日はこれで終わります。

どうもありがとうございました。あしたまたよろしくお願ひします。

散会 午後 3時08分

産業環境常任委員会及び予算常任委員会（第三分科会）

平成27年3月12日（木曜日）午前10時開会

出席委員（6名）

委員長	若松東征	副委員長	磯飛清
委員	星宏子	委員	齋藤寿一
委員	人見菊一	委員	中村芳隆

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

生活環境部長	山崎稔	環境管理課長	舟岡誠
環境管理課長 補佐	小泉聖一	環境企画係長	佐原勝美
環境衛生係長	飯村裕之	環境対策課長	山田隆
環境対策課長 補佐兼廃棄物 対策室長	石塚昌章	公害対策係長	小高裕一
廃棄物対策室 一般廃棄物 担当副主幹	河合浩	廃棄物対策室 産業廃棄物 担当副主幹	久保裕史
那須塩原 クリーンセンター 所長	月井幸一	那須塩原 クリーンセンター 清掃係長	大島貴博
生活課長	橋本悟	生活課長 補佐兼 生活安全係長	相葉秀隆
消費生活係長	岩波ひろみ	消費生活 センター所長	菊地淳子

出席議会事務局職員

書記 伊藤靖

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶

3. 審査事項

〔生活環境部〕

- ・生活環境部長挨拶

〔環境管理課〕

予算審査

- ・議案第 6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第13号 平成27年度那須塩原市墓地事業特別会計予算

〔環境対策課〕

予算審査

- ・議案第 6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算

〔生活課〕

予算審査

- ・議案第 6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算

4. その他

5. 閉会

開議 午前10時00分

開議の宣告

若松委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き、産業環境常任委員会を再開いたします。

本日は、生活環境部の審査を行います。

委員各位におかれましては慎重なる審査とともに、円滑な進行へのご協力をお願い申し上げます。

生活環境部の審査

若松委員長 それでは、次第により3、審査事項に入ります。

初めに、生活環境部長からご挨拶をお願いします。

山崎生活環境部長（挨拶。）

若松委員長 ありがとうございます。

環境管理課の審査

若松委員長 ただいまから環境管理課の審査を行います。

担当課の皆さん、大変ご苦労さまです。

議案第6号の、説明、質疑、討

論、採決

若松委員長 これより、産業環境常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえます。

それでは、議案第6号 平成27年度那須塩原市

一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

舟岡環境管理課長（議案第6号について説明。）

若松委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

人見委員。

人見委員 環境保全費の中の新規の車両360万円、市の公用車の中で高額な感じがするんだけど、内容的にどうなのか。

若松委員長 課長。

舟岡環境管理課長 公用車の購入ですけれども、先ほど申しました地球温暖化関係で公用車につきましては、再生可能エネルギーとかいろいろ問題がありますけれども、そういった中で環境管理課としては電気自動車、これをまず那須塩原市として最初に購入するということで上程させていただきました。

なお、その急速充電につきましては、管財のほうで庁舎内に設置するというので、今回上程させていただきました。

以上です。

若松委員長 ほかに。

星委員。

星委員 73ページです。

4款1項5目地球温暖化対策推進事業の4001事業なんですけど、新規で環境家計簿郵便料と書いてあるんですけど、これはどのくらいの件数とか、全戸に配るのか。

若松委員長 答弁を求めます。

舟岡課長。

舟岡環境管理課長 これは26年度に全戸配布を既にしております。その成果を各家庭が家計簿につ

けたものをはがきなどで逆に今度、那須塩原市のうちの課に返送してもらうというときに、その返送料として約1万戸、その分を予定させていただいています。着払いというか。

〔「委員長、資料を」と言う人あり〕

若松委員長 じゃ資料をお願いいたします。

舟岡環境管理課長 今、お配りしている環境家計簿は、全戸配布と学校からも配布しているので、家によっては2部いつている方もいらっしゃると思います。それを今回、既にもう捨てている方が多分いらっしゃるの、それを最終的に右下の環境家計簿提出シートということで、こちらを切り取って返送してもらうための郵便料ということでございます。よろしくをお願いいたします。

若松委員長 星委員。

星委員 そうしましたら、これは返送になってきたものを形としても統計をとって、何かデータとして残して、またこういう対策を打ちますよという形になってくるんですか。

若松委員長 答弁を求めます。

舟岡課長。

舟岡環境管理課長 まず、このデータを各家庭がつけることによって、一体どういうふうになら消費しているかというのを改めてそういう機会を設けると。特に一般家庭でいいますと、お子さんと一緒に、こういうことで省エネ的な部分をやるといことです。

市のほうに上ってきたデータについては、当然統計をとりまして今後の推進のために利用させていただきます。

若松委員長 ほかにございませんか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 今の関連なんですけれども、今年度に私の家にもきまして、私の家庭でも4月だけやって後は継続できないで断念したんですけれど

も、26年度の返信というか、これの回答はきているんですか。

若松委員長 答弁を求めます。

舟岡課長。

舟岡環境管理課長 まだ現在はきておりません。それが1年間ということで今回、新年度の着払いの郵便料ということで。

なおかつ、4月だけでもデータ上出していただけることを望んでいまして、各イベントをやっている団体でもPRをうちのほうでもさせてもらって、残り3カ月でいいですから出してくださいと。まず、そういうきっかけづくりをする1年間ということで、事業を進めさせていただいております。

以上です。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 今のことは了解しました。

次に、71ページ、1項4目環境衛生費の中の1001事業、先ほどのご説明で黒磯那須共同火葬場の負担割合の変更があったというご説明を受けました。その負担割合の内容をまずお聞かせいただけますか。

若松委員長 答弁を求めます。

舟岡課長。

舟岡環境管理課長 黒磯那須共同火葬場組合の負担金につきましては、今まで那須塩原市、那須町、2分の1の負担割ということで行ってきました。

今年度に改正をするということで議会のほうにも上げさせていただきましたが、那須町と那須塩原市の人口割に大きな離があるということで、今回の見直しにつきましては、均等割を10%、実績割を90%とした率で見直しをさせていただきました。それによって大きく那須塩原市のほうが人口が多いということで、なおかつ実績も多いということになりますので、負担割合が増額したということになります。

以上です。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 わかりました。

それでは、利用というか使用実績がありましたら、件数をお聞かせいただきたいと思います。

若松委員長 答弁を求めます。

舟岡課長。

舟岡環境管理課長 これにつきましては実績割ということで那須塩原市の実績の金額、それと那須町の実績の金額、そういった中で調整をさせていただいた分がそれによって調整をさせていただいたということになります。

実績につきましては、25年度については那須塩原市は554件、那須町が316件、合わせて合計で870件が実績になります。率にしますと、那須塩原市は63.678%、那須町が36.322%ということで、その実績で計算をして負担割を決めているということになります。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 あと、その下のほうから火葬場経費が1,262万9,000円計上されておりますが、大田原の火葬場を那須塩原市で使用した件数をお聞かせください。

若松委員長 答弁を求めます。

舟岡課長。

舟岡環境管理課長 手元に件数は捉えていませんが、大田原市火葬場につきましては今回、黒磯那須火葬場組合が変更したものと同じく、均等割10%、実績割90%というやり方をさせていただいております。よろしく願いいたします。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 よくわかりました。

それでもう1点、一番下の墓地管理事業、4001事業なんですけれども、新規に三島3号墓地のり面の崩壊防止基本設計とありますが、これは本

会議で質疑もあったんですけども、のり面崩壊ではなくて、墓地調査告知看板とありますが、墓地調査はどのような内容で実施するかをお聞かせください。

若松委員長 答弁を求めます。

舟岡課長。

舟岡環境管理課長 現在、市有墓地といわれる墓地、西那須野町時代に共同墓地等が西那須野町に帰属されたものが8カ所ございます。この8カ所につきましては、全てが当時のままということで、内容的には区画図、測量図、そういったものが正直に言ってほとんど漫画図的なものしかございません。

そういったことで、古くは昭和30年ころから受け入れをしているということで、今回新たに全部に測量をかけるということと、区画ごとの所有者、墓石も何も無いところは看板を立てて所有者の確認と、そういったことを行う作業、これを年次ごとに進めるということで、とりあえず2区画だけを先行するという事です。

この2区画がなぜ先かということ、ここが一番空いているスペースが多いものですから、まずそこをとりあえず先に調べるということで考えております。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 今のご説明のように私の地元にも二区町の共同町営墓地があって、行ってみると確かにわからない区画というか、そういったものが点在している中で、そういう事業をするということで大変はつきりして結構かなと思うんですが、町営墓地に関しては事務費というのは各人からいただいているんですか。

若松委員長 答弁を求めます。

舟岡課長。

舟岡環境管理課長 現在、管理費はいただいてお

りません。市営墓地、赤田霊園、塩原のさくら公園墓地、そちらは管理料をいただいております。

今回、なぜこれをやるかという、同じ市の墓地であってもその辺の公平さにちょっと欠けるということで、なおかつ、適正な管理をするためには、やはり管理料をいただかないとそれができないということで、そのための今回の測量ということでやらせていただいて、最終的に全部やった後に使用料関係の見直しというのが那須塩原市でありますので、その段階に間に合わせるような形で管理料についても検討したいなということを考えております。

若松委員長 齋藤委員。

齋藤委員 私は磯飛委員が聞くところをちょうど聞かれたものですから、公園墓地管理事業の中で、全協の説明の中では、特に昭和30年から40年にかけての台帳に不備があったということで、今回8カ所をやるということで、今見る内容は聞いたんですが、そうすると今回この予算で2区画をやる。そして、先ほど舟岡課長からの説明であって、次回の見直しまでにその料金の墓地管理料を設定したいというようなところで間に合わせたいということなんですが、今回の予算ではありませんけれども、残り6区画に関しましてはどのような年次計画でそこに間に合わせるのか、お聞かせ願いたいと思います。

若松委員長 答弁を求めます。

舟岡課長。

舟岡環境管理課長 年次計画につきましては、まず27年度については二区墓地と三島1号墓地、現在こちらで把握しているものは530区画の情報でございます。次に28年度、これにつきましては永田墓地と二つ室墓地、ここにもやはり530区画でございます。次に29年度には、上赤田墓地と西赤田墓地、ここに311区画でございます。それから30年、

三島2号墓地と三島3号墓地、これが347区画。

この年次割で全部やれば、1,718区画という区画が把握されるんですが、なおかつ、そこに空いているスペースもきちんと出ますので、そういった部分については当然分譲して貸し出しすることも含めて、この30年にあわせて管理料のほうも随時検討していくということで考えております。

若松委員長 ほかにございませんか。

中村委員。

中村委員 じゃ73ページの再生エネルギー推進事業、5001事業の中で、太陽光発電システムが前年度より20件減らして380件ということで計上されているようでございますが、もうそろそろ頭打ちなのかなという気がするんですが、平成26年度に設置した数と、その下にございます蓄電池の設置費100万円、1件当たり10万円を10件ということでございますが、この蓄電池の設置という内容を詳しく、この2点聞かせいただけますか。

若松委員長 答弁を求めます。

舟岡課長。

舟岡環境管理課長 まず、26年度の太陽光発電システムの設置状況でございますが、既存住宅で216件、新築住宅で98件、総設置件数314件でございます。

過去を申し上げますと、25年度では総件数で412件、24年度で初年度ということで406件ということで、件数が徐々に下がってきている状況でございますので、今回の予算につきましては若干減らさせていただいております。

24年度から26年度のトータル的なことを申し上げますと、全部で1,132件設置をいたしました。

補助金の総額としましては、1億2,824万3,000円でございますけれども、一般家庭でそれを設置するのは市の補助金、じゃお客さんが設置した金

額は一体どのぐらいになるかというのは、ある程度申請書に書いてありますので、その総額をまとめますと24億5,294万7,236円、これがシステムの設置費で、そのうちの先ほど言いました1億2,824万3,000円が補助金という扱いでございます。

これにつきましては、年々減っていく段階で、国のほうも取りやめてきていますので、だんだんその辺は検討したいと思っております。

次に、一般家庭用の蓄電池設置補助金ですが、1件につきまして10万円ということで今回申請をさせていただきました。これにつきましては、停電時とかいろいろございますので、そういった部分で家庭用の蓄電池が最近普及をしてきているということで、太陽光とあわせてさせていただこうかなということで考えております。3 kW/h から5 kW/h ぐらいの程度ですね。

購入しますと、これは100万から200万円ぐらいの金額なので、そうそう普及はしないと思いますが、那須塩原市としては10万円ということで、実は隣の大田原市についても10万円ということでもう既にやっております、この辺は綱引きではございませんけれども、那須塩原市もやりたいなということで今回新たに創設させていただきました。

若松委員長 中村委員。

中村委員 本当にすばらしいことを考えていただいております。

そうしますと、今回は10件の補助ですけれども、将来的に持続可能に件数をふやしたり、需要とバランスを見て、そういったものでこの蓄電池というものに対して支援をしていくのかということをもう1回答えてください。

若松委員長 答弁を求めます。

舟岡課長。

舟岡環境管理課長 こういった事業につきましては、市長公約もありますので、そういった部分で

取り組みさせていただいております。

ただ、エンドレスにということは難しいのかなということで、あくまで補助金でございますので、その辺はある程度の経過を見て検討したいなというふうに考えております。

以上です。

若松委員長 中村委員。

中村委員 なかなかこういう補助制度は、まだ市民はわからないと思いますので、結構これは使い勝手のいいものですので、早い者勝ちという形になりかねませんので、その辺を考慮しながら、最終的にはじゃ人数が多いときには、抽選みたいな形のものも考えているということによろしいですか。

若松委員長 答弁を求めます。

舟岡課長。

舟岡環境管理課長 初年度ですので、10基ということで一応考えさせていただいております。

ちなみに、大田原市あたりは実績的にいうと40基ぐらいは出ていますので、応募が多ければ早い者勝ちというばかりにはいかないと思いますので、その場合には補正なりをお願いすることになると思います。よろしくお願いたします。

若松委員長 中村委員。

中村委員 本当に蓄電池がかなりコンパクトで長時間使えるというシステムで、電気メーカーがかなり競争で変わってきておまして、インターネットのバックアップだとか、いろんなものを使って利用者がふえているのも現実でございますので、本当にこういう制度をありがとうございます。

それと1つ、さっきの電気自動車の件でお聞きしたいんですが、これは環境管理課所管の車だけを電気自動車で購入を今後していったら、ほかの予算執行書の中で他のところになってしまうんですが、何台のこの自動車が購入になっているんです

が、環境部としては、電気自動車を誘導するというものも考えてはいないんですか。

若松委員長 答弁を求めます。

舟岡課長。

舟岡環境管理課長 皆さんにも多分お配りしていますが、この那須塩原市の地球温暖化対策実行計画の中にそういった部分がありまして、今後、電気自動車関係を次世代自動車ということで導入を促進するというので、足がかりとしてまず環境管理課がたまたま初代のプリウスをどこまで動かかということに乗っていたところ、26年度に故障してバッテリーがもうだめということで、それは廃車ということで、その次の車ということで、今度は電気自動車ということですよ。

環境管理課としての考えているスタンスにつきましては、公用車はやはり今後次世代自動車の導入ということを促進していただきたいということで、働きかけているということでございます。

若松委員長 ほかにございませんか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 先ほど中村委員の質問の中で、蓄電池の設置補助については、件数が多い場合は補正のほうで対応するというお答えをいただきましたが、太陽光システムも減少傾向にあるという中で、来年度は4,560万円を計上してありますが、こちらもし申込件数が多かった場合は、打ち切りしてしまうのか、それとも補正で対応するのか、その辺の考えをお聞かせください。

若松委員長 答弁を求めます。

舟岡課長。

舟岡環境管理課長 補助金ですので打ち切りということをしているところもあるようでございますが、今までの経過を見ますとやはり早い者勝ちというわけにも、特に住宅につけるものですから、件数をオーバーした場合には補正ということですよ。

この380件につきましては、過去の今まで設置しているデータを平均して想定した件数ということで、多分埋まらないであろうというような想定数字でございます。

以上です。

若松委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとする。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号の説明、質疑、討論、採決

若松委員長 続きまして、議案第13号 平成27年度那須塩原市墓地事業特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

舟岡環境管理課長（議案第13号について説明。）

若松委員長 説明が終わりましたので、各委員から質疑、意見等をお受けいたします。

齋藤委員。

齋藤委員 192ページの塩原温泉さくら公園墓地、ただいまの説明がありましたように、新規事業の中に街灯でLED化にするということで予算が計上されておりますが、これは何基を予定しているのでしょうか。

若松委員長 答弁を求めます。

舟岡課長。

舟岡環境管理課長 現在、3灯ございますので、実は3灯のうちの1灯の電気が故障して切れております。したがって、3灯全部をLED化にするということで考えております。

若松委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第13号 平成27年度那須塩原市墓地事業特

別会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

若松委員長 執行部のほうでその他何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

若松委員長 委員のほうから何かございますか。

磯飛委員。

磯飛副委員長（墓地の帰属について）

若松委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、以上で環境管理課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

環境対策課の審査

若松委員長 ただいまから環境対策課の審査を行

います。

担当課の皆さんご苦労さまです。

議案第6号の説明、質疑、討論、

採決

若松委員長 これより、産業環境常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえます。

それでは、議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

山田環境対策課長 （議案第6号について説明。）

若松委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

齋藤委員。

齋藤委員 歳出のほうからさせていただきます。

4款衛生費の2項2目ごみ減量化対策事業の中で、新規事業でごみ減量広報用雑紙袋というのを先ほど見せていただきましたけれども、この初歩的な質問をさせていただきますが、この雑紙というものはどういうものの種類になるのかお聞かせ願いたい。

若松委員長 答弁を求めます。

山田課長。

山田環境対策課長 新聞とチラシについては新聞とチラシということで出していただく形です、おおまかに言えばそれ以外のごみということで、例えばティッシュの箱であるとか、お菓子の包装紙、カレンダーであるとか、それとトイレットペーパーの芯だとか、いわゆる新聞とチラシとして出す以外の紙というふうなものは全部この雑紙袋の中に入れて出していただくというルールと

いうか、そういう形になっております。段ボールがありますけれども、その他に属する部分のごみという解釈で捉えていただいて結構だと思います。

若松委員長 齋藤委員。

齋藤委員 わかりました。

そうすると、それは今まで一般のごみ袋の中に処分していた方も当然いて、今回そういうふうに分別の認識をつけるということで、1軒1枚ずつ配布していくということで、そういうものですよという認識づけをするのはよくわかりました。

今後、その紙袋で認識づけて、じゃ次に出すときにどういう種類でその袋を今までのように分別の袋のように購入させる考えなのか、それとも、そのもの1枚を買った場合には、どういう出し方をするのかというお考えを聞きたい。

若松委員長 答弁を求めます。

山田課長。

山田環境対策課長 今回計上させていただくのは、あくまでもこれは各世帯に1枚ですので、齋藤委員がおっしゃるように1回出せば、それで終わってしまうんですが、雑紙はほとんど再生というよりも燃えるごみに出す可能性が多いものですから、今回のこの啓発によってきちんと雑紙として出していただくというのが、もちろん目的なんですけれども、もしそれでそんなに効果が上がっていかないという形であれば、もう一度これをつくって配るという方法もありますし、最終的に根づいた形になれば、通常のとおり、普通のお宅の袋、ご自宅にある自分の袋、この袋に雑紙を入れて、ひもで縛って出していただくというのが理想的かなと思います。とりあえず普通の紙袋という形になります。

若松委員長 齋藤委員。

齋藤委員 わかりました。

じゃ今回はそういうものでお配りをするけれども、次回からまた2回目の配布になるかどうかは別として、その後はそういう家庭で空いているというか、その紙袋で出しても結構ですよと。

そうすると、今後の周知の仕方と、あとこの雑紙といわれるものを最終的に処分というか、どういうものに再利用されるというか、そういうものについてお聞かせください。

若松委員長 答弁を求めます。

山田課長。

山田環境対策課長 では、係長のほうから。

若松委員長 係長。

河合廃棄物対策室一般廃棄物担当副主幹 雑紙のリサイクル方法なんですけれども、これは主に段ボールの一部であったり、紙を濃縮しましてパッキンというか、よく卵が入っている変な紙の固まりみたいなものがあるんですけれども、ああいったパッキン材になることが多いです。雑紙はいろんなものが入ってしまうので、質的に余りよろしくないということで、そういったパッキン材のようなリサイクルというのが、主なりサイクルの方法です。

若松委員長 よろしいですか。

齋藤委員 いや、あと今後の周知。

河合廃棄物対策室一般廃棄物担当副主幹 今後の周知については、先ほど課長が言ったように、やはり皆さんの家庭に紙袋が多分たくさんありますので、それを利用してもらうのが一番だと思っておりますが、要望等があれば、また考えたいと思っておりますけれども、全戸配布に限らず市役所にも置いておいて、使いたい人に使ってもらうとかというところは、今後、様子を見ながら考えたいと思います。

若松委員長 齋藤委員。

齋藤委員 どうせ1枚、あるいは2枚目を考えて

いるかというのは検討ですけれども、この1枚を配るに当たって、今後こういうような出し方でいいですよというものを添えて配布したらどうかというふうに提案をさせていただきたいと思えます。若松委員長 答弁を求めます。

山田課長。

山田環境対策課長 全くおっしゃるとおりで、ここに計上しているごみ部門別事典なんかにも、このごみはどのような形でという指南もありますし、ごみ出しカレンダーの中にも簡単なスペースなんですけど、雑紙等はこのような形でというのがありまして、その辺もあわせてPRをしていきたいと考えております。

若松委員長 齋藤委員。

齋藤委員 その辺の配布を兼ねて、あとはカレンダーの中に出し方を、その紙袋でいいですよというものの周知をぜひお願いしたいと思います。

あともう1点、その同じ項目の下なんですけど、環境基金活用事業の中で、新規としてごみステーション用カラスネットということで、各自治会の中でステーションを管理している方が、ボックスがきちんとないところは、路上のところは、そういうネットとかを今自費で買ってやっていますよね。今回、その300万円を予算化してくれたということは大変ありがたいんですが、それを消耗品とせずに、貸し出しにしたという経緯は何なんでしょうか。

若松委員長 答弁を求めます。

山田課長。

山田環境対策課長 市のほうでカラス防止ネットを買って、それを各自治会にあげるという形をとると、後々いろいろ問題になるものですから、一応買って貸与という形はとらせていただきますが、実際には中身的には貸し出しではなくて、また単発的に買ったやつを貸し与えるというのはどうか

なというのがあったものですから、一応貸与という形はとらせていただきました。

若松委員長 齋藤委員。

齋藤委員 内容的にわかりました。

多分ネットですから借りたい気持ちはあるんですが、当然、消耗品になってきますので、またお返しするという状況は生まれにくいんじゃないかなと思って質問しました。

了解しました。

若松委員長 ほかにございませんか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 今回のカラスネットの関連で、齋藤委員からそのような質問が出て、課長のほうも苦しみながらの説明がありました。

私もどうこう言うわけではない。これはこれでいいと思うんですが、ほかのごみステーション、各人が小屋を建てたり、ステーションを購入したり、自治会費用で、あるいは班で利用する人がお金を出し合っただけ市でステーションをつくっている側から見ると、カラスネットだけ市のほうで補助を出す、じゃ通常に持っているステーションのほうは補助がないというところに、若干不満は持っています。そのような中で、貸与という形をとったのかなというふうに解釈しています。それだけです。

ほかの質問に移りたいと思いますが、74ページのクリーンセンターの飛灰の運搬料の説明がありました。この飛灰の検査というのは、どちらでやっているのかお聞かせ願いたいと思います。

若松委員長 答弁を求めます。

所長。

月井那須塩原クリーンセンター所長 こちらにつきましては、毎月1回ということになりますが、これにつきましては市内の業者でそういった検査ができる業者がございますので、市内業者に委託をして今実施をしているという形になっておりま

す。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 わかりました。

ただ、1点疑問があったんですが、この検査が終わった飛灰はまた返却されるのでしょうか。

若松委員長 答弁を求めます。

所長。

月井那須塩原クリーンセンター所長 検査の終わった飛灰なんですが、これに放射能レベルがどのくらいになるかによって違いまして、8,000 Bqを超えた場合には指定廃棄物という形になりますので、市のほうで設置しています保管テント、そちらのほうに保管する形になりまして、8,000 Bqを下回った場合には指定廃棄物にはなりませんので、そのまま市の最終処分場のほうへ運んで埋め立てをするという形になってございます。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 わかりました。

じゃあとは、飛灰が8,000 Bqを下回った場合の処分なんですが、これは国の基準に従って8,000 Bqを下回った場合は最終処分場ということなんですが、これは国の基準に従ってやっていることなんでどうこう言うところはないんですが、例えばちょっと意地悪な質問なんですが、8,000 Bqを下回った7,900 Bq、これはどんなふうに処分しているのか状況をお聞かせください。

若松委員長 答弁を求めます。

山田課長。

山田環境対策課長 一応は月に1回、所長がいった測定をして、8,000 Bqを下回った時点でその月の飛灰は全て処分場へという形をとっているものですから、毎日にかけていないので正確に言うと、例えば磯飛委員がおっしゃるように7,900 Bqで出た月は、その月は原則処分場のほうへ持っていきますが、中には8,000 Bqを超える可能性はなく

もないんですが、ただそれは一応月1回の放射能測定で8,000 Bqというラインをそこで定めて、それで以下、以上という判断をしているものですから、実質毎日とはかると多分超えているやつが行っている可能性がゼロとは言えないと思います。すみません、苦しいので申しわけないです。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 わかりました。

国の基準である8,000 Bqを下回ったもの、例えば7,990 Bqと出ても、それは最終処分場でやっているということですね。了解しました。

若松委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするのでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

若松委員長 じゃ執行部のほうでその他何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

若松委員長 委員のほうから何かございますか。磯飛委員。

磯飛副委員長 (東武商事の葛火災について)

若松委員長 中村委員。

中村委員 (旧清掃センターについて)

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 (旧黒磯清掃センターについて)

磯飛副委員長 (クリーンセンター職員の電話応対のお礼)

若松委員長 星委員。

星委員 (生ごみ処理機アンケートについて)

若松委員長 ほかに。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、以上で環境対策課の審査を終了したいと思います。

どうもご苦労さまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

生活課の審査

若松委員長 ただいまから生活課の審査を行います。

す。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

議案第6号の説明、質疑、討論、
採決

若松委員長 これより、産業環境常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえます。

それでは、議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

橋本生活課長（議案第6号について説明。）

若松委員長 説明が終わりました。

各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

齋藤委員。

齋藤委員 1点だけ。

74ページの衛生費の放射能対策事業、7004事業の中で、先ほど今回、食品放射能の測定の臨時職員の部分に関しまして130万円ほど減すると。その理由については余り持ち込みが少なくなってきたということで、件数が少なくなったための減額をするということでありますけれども、それについて前年度のピーク時と今回27年度予算に出すということは、26年度の実績がどのくらい減ってきているのか、その辺の統計がありましたらお知らせください。

若松委員長 答弁を求めます。

岩波係長。

岩波消費生活係長 検査の件数なんですけれども、検査が24年3月に始まりまして、23年度1カ月間だけで335件検査がありました。次の24年度は2,809件、25年度は1,391件、26年度の1月までの

数字なんですけど565件ということで、半分半分という形に減ってきているような状況です。

若松委員長 齋藤委員。

齋藤委員 よくわかりました。

今の数字を見ても、やはりこういう体制でそろそろ大丈夫なのかなと、食品に関して安全な部分が相当一般家庭の皆さんからすれば、安心した、落ち着いた数字がきているのかなということで、了解しました。

若松委員長 ほかにございませんか。

星委員。

星委員 38ページなんですけれども、地域バス運行事業、4001事業、時刻表作成とか運行系統図とか、いろいろやってくださって、いかにして使い勝手がよく地域の方にも乗っていただくかということで、多分試行錯誤されているんだと思うんですけども、すみません、予算に関係ないかな、ネットで例えばどこからどこまで行くかと、行き先と到着地点を入力するとぱっと出てくるような、パソコン検索ができるようなシステムというのは、開発というか、そういったことができないかどうかということで、ちょっと要望なんですけれども。

若松委員長 答弁を求めます。

橋本課長。

橋本生活課長 そのネット検索、大手メーカーとか、大手の民間バスなんかは、実際にそういったものをやっているのは十分知っておりますけれども、今回の中でそれが有効に活用できるかどうかというのあわせながら、それが必要かどうかというのも含めて検討していきたいと思います。

というのは、ゆ〜バスを利用される方がほとんど年齢の高い方、それと通勤通学されている方という形になると、ほぼそういった意外とネットに頼らない方。ただ、ネット関係でそういうものが利用できるようになれば、さらなる利用者拡大に

つながる可能性もございますので、その辺も含めて今後の課題として考えていきたいと思えます。

若松委員長 星委員。

星委員 実際に自分で今、子どもの学校の送迎ですとか、あちこちに送っていったりとかということもやっているんですが、そのときは大田原のほうに用事があったので、国際医療福祉から家まで帰ってくるのにどういうふうに戻ってこれるかルート調べていたときに、大田原の場合にはそれがぱっと出て、西那須野駅に何時に着と。じゃ西那須野から今度はこっちに帰ってくるのに、関谷は予約ワゴンなんですよ。そうすると、出てこないし、調べるつなぎが余りよくなくて、じゃ一人で帰ってくる場合に、どういうふうな経路をたどっていったらいいんだろうねということ、ちょっと戸惑いなんかもあったんですが、本当にそういうものがネットで検索されると、すごく便利だなと思ったんですね。やはり要はJRの駅との連携の方法を考えて、できるようになっていたので、ぜひ考案していただければなと。

また、子どもたちはネットはできると思うので、自分で調べて帰っておいでよとか、行ってきなよと、そういう利用もできると思うので、多分経費がかかってくることにはなるから大変だと思うんですけども、お願いしたいなと思えます。

若松委員長 じゃ要望ということで。

星委員 はい、要望です。

若松委員長 ほかにございませんか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 今回の地域バス運行事業なんですけれども、ちょっと私のはっきりわからないんですが、路線バスもこの中に負担金とかそういったもので入っているんですか。

若松委員長 答弁を求めます。

橋本課長。

橋本生活課長 あくまでも地域バスのほうはゆ～バスと予約ワゴンバスの経費になってございます。

生活路線バス、民間への補助の関係は、ここには含まれてございません。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 それは担当ではないということですか。

若松委員長 部長。

山崎生活環境部長 この仕組みは、国あるいは県が実施する赤字路線バスについて共同補助をしようという事業であります。あくまで生活路線バスを残すという考えで。

そうすると、その運行の期間が10月1日から翌年9月までの年度がずれていまして、その実績をもって補助を決定しようという仕組みになっておるので、今般の3月補正にその補助金は計上させてもらいました。

ですから、当初予算にはなかなかその赤字幅がどの程度になるか、そういったものは見込めないことから、その運行している事業者の決算を待つて査定をし、これは膨大な事務量で大変で、算定もあれなんです、そんなことから県が補助額を決定して、私どもの市も決定して、それで共同で協調で補助をするということになっております。

ですから、今までの流れからすると、3月補正で何とか事業者のほうに間に合わせると。ですから、当初はなかなか毎年度計上していないんですね。

若松委員長 ほかにないですか。

〔発言する人なし〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

休憩 午前 11時59分

〔「異議なし」と言う人あり〕

再開 午後 零時02分

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これより採決いたします。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするのでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

その他

若松委員長 異議なしと認めます。

若松委員長 それでは、4のその他に入ります。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員の皆さんから何かございましたら、今までのことでありましたら。

〔発言する人なし〕

その他

若松委員長 執行部のほうでその他何かございましたら。

若松委員長 なければ、事務局のほうから何かありますか。

伊藤書記 (事務局事務連絡。)

(11月議会報告会での意見の整理検討。)

〔「特にございません」と言う人あり〕

若松委員長 委員のほうから何かございますか。

齋藤委員 (条例案件に対する討論の対応について。)

磯飛委員。

若松委員長 それでは、4のその他は終了いたします。

磯飛副委員長 (生活路線バスについて)

若松委員長 その他で皆さん、ないですか。

星委員。

星委員 (振り込め詐欺について)

若松委員長 ほかにございませんか。

閉会の宣告

若松委員長 以上で本定例会における当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、生活課の審査を終了したいと思います。

なお、本委員会の審査報告書は、本職が作成し議長に提出いたしますので、ご一任くださいますようお願いいたします。

以上で、生活環境部の審査を終了いたします。

生活課の皆さん、大変ご苦労さまでした。

これをもちまして産業環境常任委員会を閉会といたします。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 16分